

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うことにより、障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくることを目的として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議及び課題の情報共有
- (3) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整
- (4) 法第4条に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の支援体制に係る課題整理並びに社会資源の開発及び改善に向けた協議
- (5) 権利擁護に関すること。
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び法第88条の規定に基づく障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定、進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (7) その他障害福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害者支援施設者又は障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育・雇用関係機関に属する者
- (6) 企業に属する者
- (7) 障害者関係団体
- (8) 障害者等又はその家族
- (9) 行政機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に定める協議事項に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行わせるため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(専門部会の構成)

第8条 専門部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

2 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(企画運営会議)

第9条 次の事項について協議するため、企画運営会議を置くことができる。

(1) 協議会運営に関すること。

(2) 専門部会の活動内容の把握及び課題等の情報共有

(3) 計画案の策定に関すること。

2 企画運営会議の委員は、第5条第1項の会長及び副会長並びに、前条第1項の部会長をもって組織する。

3 企画運営会議は、会長が召集し、その議長となる。

4 会長が必要と認めるときは、企画運営会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会及び専門部会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の取扱いについて、伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号）の趣旨を十分尊重し、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員がその職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会、専門部会及び企画運営会議の庶務は、伊勢原市障害福祉主管課が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り、定める。

附 則

この告示は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害者自立支援協議会設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月10日告示第98号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和８年３月３１日告示第８３号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。